<「2021年度総会記念講演会」講演録>

# 「公共性」の問い直しと 「地域社会」の再構築に向けて

立命館大学産業社会学部教授・京都自治総研理事 中西典子



### はじめに

この講演のタイトルを考えるきっかけとなっ たのは、2020年9月に開催された「第35回 自治総研セミナー」です。このセミナーのテー マは、「"公共私連携"を考える」という大変興 味深いものでした。しかしながら、「公」の位 置づけとしては、最後まで「公」=「行政」で あり、やや違和感がありました。このテーマの 前提には、自民党総裁選で菅首相が政策理念と して掲げた「自助・共助・公助」があると思い ます。「自分でできることは自分で、それがで きなければ家族や地域で、それができなければ 政府が」という意味です。この言葉は、すでに 1990 年代に言われており、当時は、学問の世 界でも関心を集めていました。

この「自助・共助・公助」は、もともと EC (欧州共同体) 加盟国が 1992 年に締結した 「マーストリヒト条約」における「補完性原理 principle of subsidiarity」という考え方を 前提としています。補完性原理とは、超国家的 な存在であるヨーロッパ共同体において、それ ぞれの主権国家の自立や自治を侵害しないとい うことを大前提にしつつも、一国家の限界があ ればそれを補完するという意味合いで登場しま した。EC 共同体として国家が相対化されると ともに、それを乗り越えていくための原理とし て考えられたのですが、逆に見れば、地方の自

治が国家という枠組みを超えてつながっていく というふうにも読み取れるため、「補完性原 理」は積極的な考え方のように思えます。

しかしこれが日本において、「自助・共助・ 公助」と読み替えられたのです。なぜ「自治」 が「自助」になるのかが疑問です。英語に訳す と、「自助」はセルフ・ヘルプ、「共助」はミュ ーチャル・ヘルプとなりますが、「公助」は英 語で訳せません。あえて言えばパブリック・ア シスタンスですが、これは公的扶助(生活保 護)を示しているためにしっくりこない。「公 助」とは何かということが、いまだはっきりわ からないという状況です。

以上のことを前提に、今日は「公共性と地域 社会」について考えてみたいと思います。

# 「分権型社会」と「新しい公共」

2000 年代以降、「新しい公共」が、政策サイ ドから立て続けに提起されました。

まず 2000 年に、厚生労働省の「社会的な援 護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関 する検討会」から報告書が出されました。そこ では「社会の構成員として包み支え合う(ソー シャル・インクルージョン) ための社会福祉を 模索する必要がある」とされ、そのための社会 福祉を、「地域社会におけるさまざまな制度、 機関、団体の連携、つながりを築くことによっ て、新たな『公』を創造していくこと」が提起 されました。

翌 2001 年には、内閣府から『地方分権推進委員会最終報告 一 分権型社会の創造:その道筋』が出されました。そこでは、「自己決定、自己責任の原理に基づく分権型社会を創造していくためには、住民自らの公共心の覚醒が求められる」とされ、「公共サービスの提供をあげて地方公共団体による行政サービスに依存する姿勢を改め、コミュニティで担い得るものはNPOが担い、地方公共団体の関係者と住民が協働して本来の『公共社会』を創造してほしい」と書かれています。そして、「住民自治の拡充方策」において、今後は、住民自治が「最も中心的な検討課題になる」とされました。

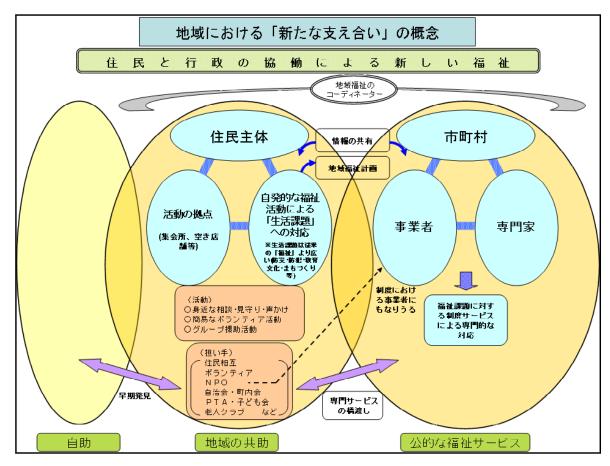
続く 2005 年には、総務省から『分権型社会 における自治体経営の刷新戦略 ― 新しい公共 空間の形成を目指して』が出されました。ここ では、「従来の官民二元論では、『行政』から 『民間』への一方通行的なものとなり、『民 間』の『行政』への依存、自らの負担を顧みな い過剰な公共サービスの要求、それに対する画 一的な公共サービスの提供といった状況がもた らされる。これを『行政』も『民間』もともに 『公共』の役割を担えるよう『公共』の概念を 刷新し、新しい『公共』を多元的な主体の参 加・活動により形成すること……中略……『民 間』が新しい『公共』を自ら担うことにより責 任と誇りを持つこと……中略……地域における 様々な主体がそれぞれの立場で新しい『公共』 を担うことにより、地域にふさわしい多様な公 共サービスが適切な受益と負担のもとに提供さ れるという公共空間(=『新しい公共空間』) を形成することができる。この『新しい公共空 間』の形成こそが、地方自治体とそこに住む人 々が協働して地域の運営にあたるローカル・ガ バナンスを実現させるための前提となる」とし て、「新しい公共空間」が位置づけられました。 「公共=行政」だったものが、市民や企業がそ の担い手として位置づけられるようになったのです。

さらに 2009 年には、国土交通省から「『新たな公』による地域経営環境の整備に向けた実証的分析」として、具体的な地域をモデルケースとした分析が行われました。「新たな公」は行政だけでなく、住民、地域団体、NPO 等の民間主体を地域づくりの担い手として位置づけています。どのような主体が活動しているかをデータ化しているこの報告書によると、地域組織などの任意団体が過半数の 51.2 %を占め、特定非営利活動法人は 36.4 %となっています。

こうした動きから、大枠として戦後の世界の 情勢をとらえた場合、「福祉国家」から「福祉 社会」へ、という流れになっているかと思いま す。

# 「福祉国家」から「福祉社会」へ

福祉国家の発祥はイギリスです。第二次世界 大戦中、ナチス (ドイツ) やムッソリーニ (イ タリア) の戦争国家に対峙する形で、時のチャ ーチル首相によって福祉国家が提起されました。 その前提となるのが、ベヴァリッジ報告『社会 保険および関連サービス』(1942 年)です。こ



出所)「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書 イメージ図」厚生労働省、2008年。

### 図1 自助と公序をつなぐ中間に位置する「共助」

れをもとに、社会保障政策や完全雇用政策を通 じて国家が市場経済に積極的に介入していく福 祉国家が築かれていくことになります。1960 年代には、北欧諸国の社会民主党政権によって、 社会保障・再分配政策と完全雇用をめざす労働 市場政策とを融合させた福祉国家が発展してい きます。

しかし 1970 年代に入ると、国際通貨危機や オイル・ショックによって、世界経済が停滞す る局面に入ります。失業者の増大や国家の財政 危機による社会保障支出の見直しによって、福 祉国家が危機に陥ります。1981年には、OECD によって『福祉国家の危機』が提起され、さら にニューライトやネオマルクス主義者からも、 福祉国家に対する批判がなされました。ニュー ライトは、経済的にはネオリベラリズム、思想 的には保守主義といわれています。また、ネオ マルクス主義からの批判としては、財政危機は 資本主義それ自体に内在する矛盾に起因するも ので、そうした資本主義体制を維持する福祉国 家も矛盾を孕まざるを得ないという点があげら れます。総じて、福祉国家の非経済性や非生産 性、非効率性、非効果性、官僚制支配、重い税 制といった点について、1970年代後半に相次 いで批判がなされました。

このような状況下で、時を同じくして「福祉 多元主義」という考え方が出てきます。これま での中央集権的な福祉国家を内在的に批判し、 それを超えるパラダイムとして、福祉多元主義 や福祉社会への展望がなされることになります。

福祉多元主義は、1978年に出されたウォル フェンデン報告「ボランタリー組織の将来」に おいて、①政府部門、②インフォーマル部門 (家族や近隣等)、③ボランタリー部門(民間 非営利組織等)、④営利部門、による多元的な 福祉供給が提起されました。ただ、こうした福 祉多元主義は、新自由主義の市場化を前提とし た「福祉の混合経済」とは異なる点に注意が必 要です。後者は、イギリスのサッチャー政権に おける「コミュニティケア改革」(1988 年)を 契機に、民間営利企業の参入を含めた福祉サー ビス供給の多元化を意図しています。

また、福祉社会に関しては、福祉国家の危機が、国家への依存を強める国民の主権者意識の 欠如にこそあるとして、市民参加に基づく分権 型福祉社会の重要性が提起されたものです。

こうした福祉多元主義や福祉社会をわかりやすく図式化したものとして、スウェーデンの研究者であるペストフによる福祉トライアングルがあげられます。ここでは、国家・市場・コミュニティの3領域に加えて、それを架橋するサード・セクターが位置づけられており、その新たな可能性が示唆されています。

イギリスでは、サッチャー保守党政権を経て ブレア労働党政権が誕生します。「ニューレイ バー」ともいわれるこの政策は、旧来の社会民 主主義でも新自由主義でもない「第三の道」と して、いわゆる「ワークフェア改革」を推進し ていきます。この改革は、福祉国家の「ネガティブな福祉観」(窮乏・疾病・無知・不潔・怠 惰の除去)ではなく、「ポジティブな福祉観」

(自律・健康・教育・就労)に基づく社会保障 政策への転換を図るもので、貧困者や失業者、 障がい者、高齢者、女性、移民など、社会的に 排除されている人びとの職業訓練や能力開発、 リカレント教育を通じてのエンパワーメントを 重視し、「就労への福祉」を地域社会で実践し ていくことがめざされました。ナショナルなウェルフェアからローカルなワークフェアへの転 換、つまり、中央集権的な福祉国家の分権化で す。 ブレア政権が重視したのは、公的セクターと 民間セクターとのパートナーシップと、もうー つが、地域コミュニティの再生によって社会的 排除を克服していくことです。就労や社会参加 による自立支援をめざす政策において、直接的 な寄付金や補助金への依存ではなく、コミュニ ティをベースとした公共的課題に対し、企業的 手法を取り入れつつも、利益を社会に還元する ことを目的として事業展開していけるようなサ ード・セクター(社会的企業)が期待され、社 会的企業局という部局もつくられました。

日本でも、ブレア政権の政策は、民主党のマニュフェストにおいて多く採り入れられましたが、こうした画期的な政策も終息に向かい、2010年からは、保守党と自由民主党の連立政権へと移行します。この連立政権のもとで、サード・セクターはボランタリー・セクターへと改称され、新たなスローガンとして「ビッグ・ソサエティ」が掲げられました。ビッグ・ソサエティは、①コミュニティへのより多くの権限の付与、②コミュニティにおける人びとの積極的な関与の奨励、③中央政府から地方自治体への権限委譲、④協同組合、互助組織、チャリティ、社会的企業の支援、⑤政府データの公開、を目的とし、「大きな政府」から「大きな社会」への転換を図るものです。

もっとも、ビッグ・ソサエティは新しい発想 ではなく、コミュニティやボランティア活動は 前労働党政権が注目してきましたし、地域再生 やナショナル・コンパクト(政府と民間ボラン ティア団体との協定書)に、ビッグ・ソサエテ ィという言葉も存在していました。

しかし、前労働党政権では、政府がさまざまなプログラムやスキームを提供してバックアップしてきたのに対して、連立政権では、ほとんど政府が介在せず、コミュニティに権限をできるだけ委譲して、人びとが協力して社会活動を行うことを第一としていました。

# 日本型福祉社会の盛衰

翻って日本はどうでしょうか。日本は、敗戦 を経て 1960 年代の高度経済成長期に、遅れば せながら福祉国家をめざすことになりました。

敗戦直後の1946年に、GHQ / SCAP が「社会 政策に関する覚書」を出し、「国家責任(公私 分離)、無差別平等、最低生活保障」の3原則 を定めました。こうした占領期を経て、高度成 長に至った1973年、田中内閣が「福祉元年」 を宣言します。しかし皮肉にも、同年にオイ ル・ショックが起こり、福祉元年で終了するこ とになりました。そしてその後、1978年に、 福祉見直しの下で「新経済社会七カ年計画」が 出され、個人の自助努力と、家庭や近隣の相互 扶助による社会の連帯を重視する「日本型福祉 社会」(福祉国家へのアンチテーゼ)が提唱さ れました。

日本型福祉社会の前提は、家族が福祉の担い 手となることで、とりわけ女性の役割が期待されます。しかしこの頃は、女性がフルタイムで 仕事をするようになり、家族も小規模な核家族 化しており、日本型福祉社会はほどなく破綻します。その後、新しく出てきたのが「住民参加 型福祉社会」です。ここでは、民間事業者による福祉供給とサービスの有料化や、地域社会における住民参加型の福祉サービス供給が注目されることになります。このモデルになったのが、有償ボランティアを導入し、地域住民が相互に助け合う活動を展開していた武蔵野市福祉公社です。そして、1995年の阪神・淡路大震災を契機に、「ボランティア元年」へと移っていきます。

## 「公共」とは何か

では、日本における「公共」とは何でしょうか。日本では、古代より、人びととは切り離さ

れた上位の権力体系を、「公(おおやけ)」としてきました。歴史上の人物も、足利義光公や徳川家康公などと呼ばれています。

明治の近代においては、「官民有区分」が行われました。それまで無主の財(共有財)であった山林原野が、公有財と私有財に分離され、公有財が「官有地」(政府の管理下)となります。近代国家としての「国家=公=官」という三位一体構造が確立され、その下位概念として「私=民」が包摂されていくのです。「滅私奉公」とか「官尊民卑」というのは、この象徴です。

こうした「官民一体構造」は、昭和の戦時期において、「国家総動員体制」として、国民が能動的に「尽忠報国」する精神を要請していくこととなります。また、町内会・部落会および方面委員が、監視や治安維持の末端的な役割を地域社会において担うことになりました。

敗戦直後の 1945 年 12 月には、日本政府は 「救済福祉ニ関スル件」を出し、戦時中の戦災 援護会や海外同胞援護会、軍人援護会という民 間団体を統合し、復活させようとします。そこ で GHQ が、「社会救済」において、軍国主義に 加担した半官半民的な団体の復活を抑止するた めに、単一の行政機関の確立とその責任を明確 化すべく「公私分離の原則」を命じます。しか しながら、この公私分離の原則によって、 「公」と「私」それぞれが果たす役割や責任お よび両者の関係性が体系的に議論されるよりも、 民間の事業団体にいかに公費支出を行うかとい う方向に矮小化されていきます。いわゆる「措 置委託費」によって公的責任が民間に分与され、 その代替的機能を民間が果たすことで、社会福 祉事業の運営が担保されることになったのです。 このことは結局、民間の社会福祉事業が、公費 への依存と統制の下で、独自性を喪失してしま う要因ともなりました。

戦後に制定された日本国憲法では、世界的に も画期的とされる「地方自治」の規定がありま

す。しかし地方自治の本旨である「団体自治」 と「住民自治」、なかでも「住民自治」は脆弱 だとされています。たとえば、地方自治法にお ける住民像は消極的で、地方自治法第2編第2 章 10 条においてようやく住民が登場し、その 位置づけについても、「1. 市町村の区域内に住 所を有する者は、当該市町村及びこれを包括す る都道府県の住民とする。2. 住民は、法律の 定めるところにより、その属する普通地方公共 団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、 その負担を分任する義務を負う」とされている のみです。憲法第93条では、「地方公共団体の 長、その議会の議員及び法律の定めるその他の 吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これ を選挙する」と規定しているのに対して、地方 自治法では、地方公共団体は住民の権利と責任 において主体的に構成され運営される、といっ た積極的で明示的な規定にはなっていません。

「公共」についてもう少し考えてみたいと思 います。欧米では、公共とは"Public"とみな されています。"Public"の語源は、"Publicus = People"で、人びとを表しています。英語 では、政府を"The Public"と呼ぶことがあり ます。これは、「公物」は、個人が信託するこ とによって成り立つという考え方です。美しい 自然や貴重な歴史的建造物を、市民の寄付や寄 贈によって取得し、保存・管理・公開すること を目的とした民間組織であるイギリスの"Na -tional Trust"は、個人の私有地を寄贈(信 託) する運動です。この運動の根底には、所有 権という考え方ではなく、公共財(サービス) という考え方があるわけです。それを考えると、 「私」の延長上に「公」があるため、私有権は 社会化されます。「私」の確立によって「公」 が生み出されるということです。ここでは、開 いて分け合う方向としての「公」と、閉じて守 る方向としての「私」と捉えることができます。 このように考えると、実体としての「官」と 「民」に対して、「公」と「私」は方向として 捉えられます。したがって、「官=公」や「民=私」ではないわけです。要するに、「公=官+民」という構造が必然的に成り立ち、「官」と「民」というアクターが共同で支えるシステムということになります。

齋藤純一氏によれば、公共性には、①国家に関係する公的(official)なもの、②全ての人びとに関係する共通のもの(common)、③誰に対しても開かれているもの(open)、の3つの側面があります。1つめの公共性は、強制や義務、権力を含みます。2つめの公共性は、公共の福祉、公益、公共の秩序、公共心など、特定の利害に偏していないというポジティブな面がある一方で、権利の制限や受忍を求める集合的な力、個性の伸張を押さえつける不特定多数の圧力というネガティブな面もあります。3つめの公共性は、公園など誰もがアクセスすることを拒まれない空間や情報となります。

# 公共性と地域社会をめぐる いくつかの事例

社会学の教科書では、公共性を考えるにあたって、「受益圏」と「受忍圏」(受苦圏)という見方があります。受益圏は便益を得る人びとの地域的集合体、受忍圏は苦痛を受ける人びとの地域的集合体を意味します。

こうした構図のなかで、「拡大化した受益圏 対 局地化された受苦圏」という考え方があり ます。たとえば新幹線公害問題において、新幹 線を通すことによって多くの国民が受益者にな りますが、反対に、騒音・振動問題などの受忍 (受苦)を強いられるのは一部の沿線住民にす ぎず、「公共」の名の下で不可視化してしまう ことになります。

また、「重なり型紛争」と「分離型紛争」という構図があります。前者は、受益圏と受忍圏とが重なりあった利害関係のなかで発生する紛争です。たとえば、ごみ処理工場の汚染問題は、

同一主体が受益圏と受忍圏にともに属していま す。この紛争の場合は、各住民間の空間的・社 会的距離はそれほど大きくなく、受益一受忍の 構図が明確なため、住民一人ひとりに責任の自 覚が生まれやすいとされています。それに対し て後者は、受益圏と受忍圏とが分離しあった利 害関係のなかで発生する紛争で、新幹線公害が 典型的です。今日的にいえば、リニア新幹線で すが、ここでの受益圏は国民全体(新幹線の利 用者)に拡散しているのに対して、受忍圏は、 ①新幹線建設によって家屋の移転を強いられる 用地所有者、②新幹線がたんなる通過線でしか ないために日常的に利用する機会を持たず、騒 音・振動の被害のみを受ける沿線住民です。こ うした問題は、新幹線建設が広範な社会の要請 によるものであり、全主体による共通の了解が 得られにくく、解決も困難となります。

ここで、公共性と地域社会をめぐるいくつか の事例を紹介したいと思います。

愛媛大学で教鞭をとっていたとき、同僚が、 「ホームレス支援を考える会 オープンハンド まつやま」という NPO を立ち上げました。その 活動での事例ですが、路上歴が推定7年とされ る 84 歳の高齢女性が、橋の下で暮らしていま した。ところが 2006 年 3 月末に、荷物が撤去 されてしまい、近くの公園に手押し車で移動し ます。そうすると、商店街の人たちから市役所 に、公園に住むおばあちゃんの臭いが気になる という苦情が寄せられました。オープンハンド まつやまは、おむすびと飲み物を持ってホーム レスの安否を確認する活動をしていましたが、 近所の人たちからすると、「犬や猫と同じで、 エサをやると居着くからやめて」と抗議される わけです。ホームレスは路上で生活して、住民 ではないのです。住民票がないと地域社会の構 成員になれないわけで、住民票は構成員だけに 付与される権利だということです。地域社会で は、異質な他者の排除が行われており、地域社 会は多様な人びとや多世代の人びとが暮らす場

であるというのは、幻想にすぎないのではない かと思います。

また、"NIMBY (Not In My BackYard)"や "Gated Community"など、自閉化する地域社 会の事例もみられます。前者は、自分たちの地 域に迷惑施設が建設されることを反対するとい う動きで、後者は、治安のために周囲にフェン スなどを張り、警備員が門で出入りを監視する というコミュニティのことを示しています。と くにアメリカ郊外にある高級住宅地などでよく みられますが、日本でも、大阪・広島・愛知・ 福岡などの大都市圏でセキュリティタウンが拡 がってきています。「ウェブカメラで住民自ら が見守る街」というキャッチフレーズを掲げ、 監視カメラが各所に設置されます。

先のオープンハンドまつやまの事例に戻りま すが、下の写真は、国土交通省と松山市が連名 で「警告」を出している看板です。「ここは公 共の場所ですので、荷物などを置かないでくだ さい」と書かれています。「え? 公共の場所 に荷物を置いてはいけないの?」、「公共って 何?」と問いたくなります。公共というのは皆





公園に置かれた看板とベンチ (撮影:オープンハンドまつやま)

が利用できることであるはずです。また、最近では、肘掛けがついているベンチをよく見かけますが、写真のように、ベンチの下にも仕切りが設けられています。このような仕切りは必要でしょうか。要するにこれは、ホームレスが寝るのを阻止するために取り付けられたものなのです。

ドイツの哲学者であるアレントは、「公開性」を特徴としている「公的領域が、非常に限られた統治領域、非人格的な管理の領域へと消滅した」と指摘しています。地域住民からの苦情は、公共の場が閉鎖的な私的空間になっていることを意味します。野宿者は、社会の規律化のプロセスになじまない不適格者として、公共の名の下で排除されます。逆にいえば、公共の場を利用できるのは、社会的規範によって暗黙に承認された人びと=地域住民ということになります。

総じていえば、「公」を独占的に所有する「国家=官」によって、「私」が対等なかたちで「公」に開かれていくという道を閉ざしたまま、自閉的な「私」が「公」への依存や従属を強めてしまうという構図が描けるのではないでしょうか。たとえば、河川の管理は国交省ですが、河川法によって堤防で固められた河川は、人びとにとっては遠い存在になります。そうすると、川が汚れていても関心がいかないという状況になってしまいます。

また、地域社会のまなざしが、日頃から素性 や人格を知っている人びとではなく、匿名の他 者たちによるものになってしまうと、たとえば、 逸脱行為に対する制裁もまた人格的なものでは なく、刑罰法規にもとづく補導や取り締まりの 対象というかたちで行われることになってしま います。

## 人びとの日常における公共観念

元慶應義塾大学の藤田弘夫先生(故人)は、





街角からみる公共性(撮影:藤田弘夫)



川崎市の駐車場に掛けられた看板 (出所:藤田弘夫『路上の国柄』文藝春秋、2006年)

街角の看板や標識を通して、その土地や国の社会秩序観が透けて見えると言われていました。いわば「街角からみる公共性」という興味深い視点です。上の写真では、「ここは国有地です。ゴミの投棄や立入りを禁ず」、「都有地へ立ち入りを禁ずる」と書かれた看板が立てられています。国有地なら国民が入ってもいいのではないか、都有地なら都民が入ってもいいのではないか、と思いますが、入れないわけです。また、川越市の駐車場には、「公用車駐車場」、「官用

車駐車場」といった看板が立てられています。 「公用車専用」は、全ての市民が使用できる "Public Use" ではなく "Official Use Only" ということです。要するに"Public"も"Offi -cial"も「公」として同一化されているので す。

次にベルリン市の事例を紹介したいと思いま す。ベルリンでは、「テロのトポグラフィー」 というオープンエア・ミュージアムがあります。 ここでは、ナチス時代の記録写真と説明文を記 載したパネルが並べられていますが、とくに注 目されるのは、下の写真のような「ヒトラーを 雇った『我々』」というパネルがあることです。 「加害者としての我々意識」が、公共空間にお いて表明されているのは、まさにドイツ的です し、日本では考えられないことです。

かのベルリン・フィルハーモニーのコンサー トホール前にあるバス停には、「T4 作戦とホロ コースト」と題されたパネルがはめ込まれてい ます。ここは、障がい者抹殺作戦の実施本部が





テロのトポグラフィーと「つまずきの石」 (撮影:筆者)

あったティーアガルテン通4番地であり、バス 停のあるまさにこの場所で、T4 作戦が繰り広 げられたという史実を、いまバス停でバスを待 っているその日常のなかで想起させる仕掛けに なっています。

また、とある商店の前には、普通に通り過ぎ てしまえばわからないほどの小さなプレートが 埋め込まれています。写真に示した「つまずき の石」といわれるものですが、これは、ホロコ ーストによる犠牲者が、かつてここに住んでい たということを示しています。そしてこの 10 センチ四方のプレートには、犠牲者の名前と生 年・没年、絶滅収容所名が刻印されているので す。

# 「地域社会」の再構築に向けて

イギリスでは、1990年代以降、「コミュニテ ィの再発見」が語られてきました。現代社会は、 諸個人にとって制御不能な公権力社会と、個々 の私的領域に自閉化したミーイズム社会とが両 極化している社会といえるかもしれません。こ のなかで、ある種、規範的な価値理念を実現す べき中間的位相として位置づけられるのが、地 域社会ではないかと思います。高度情報社会に おける「匿名化された権力」がアトム化した個 人に複合的に浸透するなかで、「公共=開かれ た共同」の位相が求められているということで す。

表1は、地域社会をどのように捉えているか を学生にアンケート調査した結果です。ここで は、「地域社会のイメージ」、「地域社会が希薄 化している理由」、「地域社会が必要な理由」に ついて質問しています。地域社会が希薄化して いる理由について、多くの回答が出されました が、では地域社会は不要かと問うと、全員が必 要と答えています。地域社会は希薄化していて も、やはりなくてはならない存在だと考えてい るのです。

元九州大学の鈴木広先生(故人)は、「不幸なるコミュニティ」という表現をされました。 日頃は意識しなくても、災害などの不幸があれば意識せざるを得ないのが地域社会である、ということです。人びとが日常を生きていくうえでの必要不可欠な諸条件の整備は居住地において行われており、かつ災害時には近隣社会の助けを必要とせざるを得ません。こうした身体性 をもつ人びとが、住むという営みを通じて発見される問題領域を共有すること、そこに地域社会は形成されていきます。そしてそれは、決して単一の閉じた系ではなく、多様な生活諸主体の置かれた状況や、その時々の相互の関係性(利害の調整、合意形成など)によって規定されるものでもある、と考えられます。

### 表1 地域社会への意識(学生へのアンケートから)

### 「地域社会のイメージ」

- ・隣近所などの身近な範囲/徒歩・自転車でまわれる程度の近隣。
- ・町内会・組のある区域/集落・部落(公民館・集会所のある単位)。
- ・小・中学校単位。
- ・生活圏・居住圏域(利用する公共施設やスーパーがある所)。
- ・通学・通勤圏。
- ・行政区(都道府県・市町村)。
- ・自分の住んでいる町。

### 「地域社会が希薄化している理由」

- ・核家族や共働き家族・単身世帯の増加による近所づきあいの低下。
- · 職住分離。
- 通勤圏・通学圏の拡大。
- ・家屋の変化(アパート・マンション)。
- ・学校や仕事が忙しく地域の人たちと交流することが少なくなってきた。
- ・子どもが少なくなり行事も減ってきた。
- ・地域の人々と助け合わなくても家族で担える経済力ができた。
- ・自分の家庭のことのみを考える人が増えた。
- ・自家用車の普及、インターネットの普及。
- ・近所づきあいがなくても生きていける便利な世の中(スーパー・コンビニ・テレビ・インターネット・ 携帯等)。
- ・深い人間づきあいをわずらわしく思う人が増えた。
- ・他人に干渉したがらない(プライバシーの重視)/個人主義化。
- ・近隣との関係を築くことが面倒。
- ・コミュニケーション能力の低下や他者への不信感。
- ・不審者が出没すると「他人に関わりたくない」という意識が強まる。
- ・悪質な事件が増えて人々が地域に対して不安や恐怖を感じている。

### 「地域社会が必要な理由」

・何かあった時に周りに頼れる人や相談できる場所があると安心できる。

- ・日常生活で困ることはなくても、災害や病気の時などいざという時に支援を求める人や場所がなければ、 不安は増す。
- ・隣の人の顔も知らない、どんな人かわからないのも恐い。
- ・地域社会という枠組みがないと、ますます個人が孤立した世の中になる。
- ・いざという時に力が発揮できるのは、日頃の地域のつながりがあってこそだから。
- ・何かトラブルが発生した時に一番助けやすいのは、日々の生活を近くで共有している人だから。
- ・地域社会のつながりが希薄化すると、何らかの危機や困ったことに直面した場合に、誰がどこでどのよ うに問題解決すれば良いかを導き出す手だてがなくなる。
- ・人と全くつきあわずに生きてはいけないし、必ず住む場というのも必要。
- ・地域の区長や子ども会・婦人会など、たくさんの人に支えられて自分たちの生活ができている(ゴミ出 し場・公園の清掃等)。
- ・自分が子どもを産んだときに、近所に同じような人がいれば、相談したり精神的にも支えになる。
- ・地域で子ども・お年寄り、治安・環境を守る必要性が増している。
- ・介護が必要な人や健康障害のある人たちは、地域によって支えられている部分も大きい。
- ・個人(家族)だけでは解決できない事でも、地域全体ではサポートできるかもしれない(高齢者の一人 暮らし・育児相談・介護・災害時・犯罪・事故等)。
- ・高齢者の孤独死・子どもの犯罪等は、声掛けや注意を促しあったりする地域の人間関係が必要。
- ・地域の人々が日頃声をかけあうことで、危険な子どもが育つこともなく、大人も含めて使命感や責任感 が生まれる(それにより社会全体が温かく優しいものになる)。
- ・互いに関わっていくなかで信頼関係も築ける。
- ・周囲のことを考える心が芽生える。
- ・昔ながらの伝統や文化・慣習が伝承される場。